第十六条　平成三十年度において、第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項第一号ロ(2)	の合算額	に介護保険法附則第十一条第一項に規定する概算納付金の額から同条第六項に規定する補正後概算加入者割納付金の額を控除した額の合算額
第五条第一項第一号ハ	第五項第三号ホ(1)	第五項第三号ホ(1)及び第四号
第五条第五項	三　次のイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分（前期高齢者交付金があるイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分からニに掲げる特定納付費用額の部分を除く。）ホに掲げる割合	三　次のイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分（前期高齢者交付金があるイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分からニに掲げる特定納付費用額の部分を除く。）ホに掲げる割合
	イ　組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分	イ　組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分
	(1)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合以外の組合　イ(1)に定める組合	(1)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合以外の組合　イ(1)に定める組合
	(2)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合　イ(2)に定める組合	(2)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合　イ(2)に定める組合
	被用者保険等保険者に係る前期高齢者納付金に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分	被用者保険等保険者に係る前期高齢者納付金に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分
	ロ　期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分	ロ　期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分
	ハ　護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分	ハ　護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分
	ニ　期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分	ニ　期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分
	(1)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合以外の組合　イ(1)に定める割合	(1)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合以外の組合　イ(1)に定める割合
	(2)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合　イ(2)に定める割合	(2)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合　イ(2)に定める割合

第十七条　平成三十一年度において、第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項第一号ロ(2)	の合算額	に介護保険法附則第十三条第一項に規定する概算納付金の額から同条第六項に規定する補正後概算加入者割納付金の額を控除した額の合算額
第五条第一項第一号ハ	第五項第三号ホ(1)	第五項第三号ホ(1)及び第四号
第五条第五項	三　次のイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分（前期高齢者交付金があるイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分からニに掲げる特定納付費用額の部分を除く。）ホに掲げる割合	三　次のイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分（前期高齢者交付金があるイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分からニに掲げる特定納付費用額の部分を除く。）ホに掲げる割合
	イ　組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分	イ　組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分
	(1)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合以外の組合　イ(1)に定める割合	(1)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合以外の組合　イ(1)に定める割合
	(2)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合　イ(2)に定める割合	(2)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合　イ(2)に定める割合
	被用者保険等保険者に係る前期高齢者納付金に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分	被用者保険等保険者に係る前期高齢者納付金に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分
	ロ　期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分	ロ　期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分
	ハ　護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分	ハ　護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分
	ニ　期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分	ニ　期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分
	(1)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合以外の組合　イ(1)に定める割合	(1)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合以外の組合　イ(1)に定める割合
	(2)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合　イ(2)に定める割合	(2)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合　イ(2)に定める割合
	ホ　次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合	ホ　次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合
	(1)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合の別表第二の上欄に掲げる組合　被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合	(1)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合の別表第二の上欄に掲げる組合　被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
	(2)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合　零	(2)　被用者保険等保険者であり、かつ、組合　零
	四　前三号に掲げる部分以外の部分　当該組合の別表第三の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合	四　前三号に掲げる部分以外の部分　当該組合の別表第三の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合